免責許可決定

令和８年（ラ）第１７２号（原決定広島地方裁判所令和６年（フ）第４４１号）
東京都中央区新富１丁目１５－８カバナプラス新富町１００３号、住民票上の住所広島市中区上幟町９番３－１５０１号
抗告人（破産者）中本　義範
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　原決定を取り消す。
本件免責を許可する。
広島高等裁判所第３部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１４号
岡山市中区倉益２１４番地１
清算株式会社　せとうちロジスティクスサービス株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１３号
沖縄県那覇市字安謝６１９番地１６
清算株式会社　株式会社沖通商
１　決定年月日　令和８年９月１８日
２　主　　文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第５０１号
福島県須賀川市森宿字舘ノ下３２番地１
清算株式会社　株式会社アート工芸広告社
代表清算人　　佐久間　康弘
１　決定年月日　令和８年１０月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、協定債権のうち、令和８年７月６日までの原因に基づいて生じた債権から清算会社が本件協定債権者に対し有する債権を対当額で相殺する。
２　前項の相殺後の本件協定債権者の各債権残額を弁済対象債権とし、清算株式会社は本協定認可決定確定日の属する月の末日から１ケ月以内に、財産から必要な経費等を控除した残額を各協定債権者へ按分弁済（１円未満は四捨五入）する。
３　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。但し振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
４　本件協定債権者は、第２項の規定による弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な経費を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満は四捨五入する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
福島地方裁判所郡山支部

令和８年（ヒ）第２０３５号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社東伸建設
代表清算人　小幡　朋弘
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
記
⑴　「清算株式会社」とは、株式会社東伸建設を意味する。
⑵　「協定債権者」とは、別紙「協定債権弁済計画表」の「対象債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
⑶　「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定の確定日を意味する。
２　協定債権の弁済の場所等
清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は四捨五入する。
４　利息及び遅延損害金
本協定の定めによる協定債権者への弁済にかかる利息及び遅延損害金は免除する。
第２　個別条項
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、認可決定確定日から１か月以内に、協定債権額の3.13367163378472％の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、認可決定確定日に、協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

令和８年（再）第２１号
川崎市幸区大宮町１３１０番地
再生債務者　日本トイザらス株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー１３階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　片山　英二
令和8年10月1日
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（再）第５号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ブルーチップ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目１６番８号　Ｃ－８ビル５階　弁護士法人オールスター　弁護士　星野　一郎
令和8年10月1日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第６号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ブルーチップファーム
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目１６番８号　Ｃ－８ビル５階　弁護士法人オールスター　弁護士　星野　一郎
令和8年10月1日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再）第７号
愛知県常滑市大野町１丁目２３番地
再生債務者　株式会社ヴェレゾン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目１６番８号　Ｃ－８ビル５階　弁護士法人オールスター　弁護士　星野　一郎
令和8年10月1日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

令和７年（再）第１号
愛知県犬山市大字羽黒字古市場６番地
再生債務者　小弓鶴酒造株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
令和8年9月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１号
北海道天塩郡幌延町４条北１丁目７番地　福祉会住宅１－２
再生債務者　田端　恒士
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
旭川地方裁判所稚内支部